

Title	ヨーロッパ共同体法直接適用の原理の発展
Sub Title	Development of Doctrine of Direct Applicability of E.C. Law
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.12 (1983. 12) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨーロッパ共同体法直接適用の原理の発展

平

良

まえがき

- 一、条約とEC法の直接適用
 - 二、EC裁判所における見解の展開
 - 三、構成国裁判所の判例
- まとめ

まえがき

ヨーロッパ共同体（ECと略称）法の法源となつているものとして、
三共同⁽¹⁾体を設立した条約、およびその下に制定された第二次的立法
構成国において締結された関連条約
構成国と第三国間に締結された条約

ヨーロッパ共同体法直接適用の原理の発展

一 (一九七三)

すべての構成国を拘束する国際条約、それによつて構成国の責任が共同体によつて引受けられているものである。

条約の作用の範囲内で法的効果をもつ構成国の判決

ヨーロッパ司法裁判所の判決⁽²⁾

からなるものである。構成国は条約並びに第二次的立法によつて課せられた義務を履行しなければならないものであり、このようなEC法といわれるものは構成国において直接適用されるものと考えられている。本稿においては基本的な法源である条約、第二次的法源といわれる、規則・命令⁽³⁾・決定の構成法における直接適用力の問題を考察し、さらに法源論において見落されやすい構成国内裁判所、ヨーロッパ裁判所の判例の演ずる役割にふれることとする。

(1) 三共同体はいうまでもなく、一九五二年の、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(EECSと略称)、一九五八年に発足した、ヨーロッパ経済共同体(EECと略称)、ヨーロッパ原子力共同体(Euratomと略称)である。この三共同体は一九六三年にその機関を統合し、現実にはEECの組織を基礎とした共同体をなしている。本稿で引用するEC条約の条項はEEC条約によるものである。

(2) D. Wyatt and A. Dashwood, *The Substantive Law of the EEC*, p. 25.

(3) EC条約第一八九条、日本訳によるとdirectiveに対して命令と訳出されているが、これはその内容から考えて「指令」という訳がより適當ではないかと思われる。ただ一般に条約集などに「命令」という訳が用いられているのでそれに従うこととする。

一、条約とEC法の直接適用

ECの基礎となるEEC条約第一八九条には、いわゆる第二次法源であるEC機関の制定する規則・命令・決定の構成国国内における直接適用を明示しているが、条約そのものの直接適用を明示しているわけではない。条約の性質からそれが構成国において直接適用が行われないならば、EC法の実行そのものに障碍となることであろう。この点についてはEC条約そのものは国際条約であることから国際条約についての構成国の憲法上の原理を見なければならぬ。

この点において憲法上明白な原則をもっているのはオランダである。一九五六年のオランダ憲法においては第六〇条により国際条約は憲法および国内の立法に優先するものであり、国内裁判所が条約の合憲性を審査することはできない。さらに第六七条によつて、立法、行政、司法の権限を国際機関に譲渡することを認めている。ベルギーおよびルクセンブルグは国家権限の行使を国際機関に譲渡することは認めている⁽¹⁾、しかしながら国際法の優位性について憲法上の明文はない。この点については、ベルギーにおいても、ルクセンブルグにおいても判例を通して国際法に矛盾する国内法の効力を認めていない。憲法に反する国際条約についてはベルギーにおいては国際法によつて憲法が「暗黙の修正」をされたものと考えられる⁽²⁾。ある。ルクセンブルグにおいては裁判所は法の合憲性を審査する権限がないのであり、そのことが条約そのものの合憲性審査も決定しえないことになり、条約の効力を否定することはできない。この両国においてオランダと異なつて条約の直接適用を認める法則はない。このことから権限を譲渡した国際機関（この場合はECの諸機関）の立法の国内法としての効力は裏付けられるにしても、条約の直接適用についての憲法上の明文を欠いている。これらの国において条約の国内における効力をもつばら憲法の運用によるのである。

一九四八年のベネルックスとしてすでに関税同盟、経済同盟として統合への経験をへてきている三国とくらべて、ECS Cによつて統合への発展へ加わるにいたつた、フランス、ドイツ、イタリアという三大国においては憲法上の立場において多かれ少なかれ伝統的な国際法と国内法の関係にわたる理論への影響を受けることとなつている。

一九四八年のフランス憲法は条約の無条件の優越性を認めていたが、一九五八年の憲法第五五条は当事国が条約を承認し、適用する場合各にはフランスにおいて法律に優先する効力を認めるといつた相互性 reciprocity の原則をとつている。この相互性の原則はいささかあいまいなところがある。すなわち、二国間条約の形をとらないEEC条約のような多国間条約における相互性とは何を意味するものであるか、相互性のあるなしをどの国家機関が決定することになるのか、相互性は立

法だけでなく、行政や司法に及ぶものであるか、といったことである。このことは国際法の優越性を弱める結果になる。またこの国際条約についての優越性の原則は立法部のみを拘束するのか、また司法部も拘束するものであれば、国内法との抵触の存否をここで決定することになるだろうか。國務院 *Conseil d'Etat* においても必ずしも明白にされているものではないが、条約締結以後に制定された法律に抵触した場合には後法は前法に優先する考えをとることによつて後に制定された法律の効力を認めるように考えられる。一方、フランスの通常裁判所は国際法の優越性を認める傾向にあり、フランス国内における国際条約の優越性の原則は必ずしも統一⁽⁴⁾的ではない。

ドイツ憲法は主権上の権利を国際機関に譲渡するといった原則⁽⁵⁾と、国際法の一般原則は連邦法の一部をなすといった原則⁽⁶⁾をとっているが、前者については、主権上の権利を譲渡された国際機関の立法がドイツ国内においてどのような法的意味をもつかは明らかでなく、後者については、国際法の一般原則は国際慣習法を意味するものであつて、現実に主要な位置を占める条約にはおよばないといった解釈をすることによつて国際法の優越について明白な結論をとつていない。ただ、憲法の条文から国際条約はすくなくとも条約締結以前に存在する連邦法や邦法にまさるものであると解することになろう。

イタリア憲法はドイツ憲法に類似して、主権的権利を譲渡する原則と、国際法の原則の国内法としての効力を認めている⁽⁷⁾。ドイツの場合と異なつて、条約の通常法としての効力は明白である。ただ通常法としての効力を認めた場合に、条約締結後の国内立法によつて、後法は前法を改廃する結果になるのであり、後法によつても改廃されない前法としての条約の優越性について確立されているとはいえない。

このように、原加盟国である三つの大国においては、ベネルックス三国にくらべると条約の国内法としての効力と優越性について、憲法上の原則を欠いていたことから、三条約を基礎に共同体として統合していく過程での問題を残していたことになる。一九七三年に加盟したデンマーク、アイルランド、イギリスといった三ヶ国の場合には、原六構成国が共同体を形

成した段階においては、共同体の性質、未来像はなお不明確であつたのに対して、加盟までの段階において、共同体法の優越や直接適用はかなり明白になつて来ていた。従つて、新構成国はそれに対応する解釈や立法手段をとることが出来たのである。

デンマークはECS Cの発足をみながら、一九五三年の憲法において、相互の協約にもとづいて、デンマークの憲法上の権能を国際機関に委任することを認めている⁽⁸⁾。このように委任をうけた国際機関の立法の国内法の効力については明示されていないが、委任によつて国内の権限は失つているのであり、国際機関の立法が優越し、事前・事後の国内法の効力は否定されることになる。この憲法からはE Cの第二次法源の国内法としての効力は裏付けられるが、E C条約そのものの国内法としての効力は明白でない。ただ、第二次法源を国内法として認めるからには、条約そのものの直接適用を否定することはできないと考えるのである。そして優越性については国際機関による立法を憲法と通常の法律の間にあるものと位置づけようと考えらるゝことにならう。

アイルランドは従来は条約は国内的な立法をへなければ国内法としての効力を認めていない、いわゆる二元論の立場であり、もとより国家権能の一部を国際機関に譲渡する原則や、国際法の優越性を認めるといつた諸原則をもつていなかった⁽⁹⁾。一九七二年にE Cへの加盟を前提にして憲法改正が行われた。それによると、

「憲法の如何なる条文も、共同体の構成員の義務により採決された制定法、法、手段を無効としない、もしくは、共同体およびその機関により採択された制定法、行為、手段がこの国の法としての効力をもつことを妨げるものではない。」⁽¹⁰⁾

というのである。これによつて、アイルランドにおける共同体法はアイルランドにおける司法審査を免れることになり、共同体法の特別の地位を認めている。アイルランドにおいては国際条約、国際機関一般としてでなく、共同体を特に指摘することによつて、共同体法の国内への直接適用性、さらに憲法自体もふれることのできない共同体法の優越を認めているこ

となる。この憲法改正においても第二次法源の優越性は明らかであるが、条約そのものの優越性は明示されているとはいえない。ただ、他の構成国の憲法にくらべてみると、この条文の前段からは条約そのものも、共同体の構成国としての義務として採択すべき法の一部に含めると理解することができよう。逆に共同体法の場合の国内法としての性格は明らかであるが、それ以外の国際条約、国際法については従来の二元論のままに留まるかのごとく考えられる点に問題をのこしている。

イギリスはEC構成国の中で成文憲法をもたない国である。またイギリスにおいて条約と国内法については議会が「主権」⁽¹¹⁾として来ている。すなわち条約は国王大権の行使によつて締結されるものであるが、国内的な立法については議会が「主権」をもち、議会の立法を優先するということから、条約を国内に執行するに当つては議会の立法を必要とした。⁽¹¹⁾ 議会によつて立法しなにかぎり、条約の直接適用ということは無縁であつた。理論的には国内の立法が条約と一致しないで行われたなら、国王は立法の裁可をせず、その法の施行を止めるものと考えられた。(もつとも現実には国王が議会の立法に拒否権を行使した事例は近世に入つてからは認められない。) さらにイギリスの司法制度においては立法を審査する方法はなく、もとより、国家主権の一部を国際機関に譲渡する憲法上のあるいは法律上の原則も存在しなかつた。この場合にイギリスのEC加盟によつて、すくなくともEEC条約第一八九条による第二次法源の直接適用の責任をどのように果し、さらには土台となるEC条約そのものにこのような責任を果すことになるかはイギリスのみならずイギリスの加盟を受け入れる原構成国においても問題の多いところであつた。

一九七二年にイギリスのEC加盟に伴う、ECに関する法においては、その第二条に、

「条約によりもしくは条約の下に、時に応じて制定され生ずる、すべての権利、権限、責任、義務および制限、および、条約によりまたは条約の下に、時に応じて与えられるすべての救済と手続は、条約に従つて、それに対する制定手続なしに法律効果を与えられ、連合王国で用いるに当り、法として用いられ、強制され、認められ、遵守される。……」⁽¹²⁾

ことが明示されることになったのである。

この法律は、第二次法源のみならず、条約そのものも国内において直接適用されるものと考えられる。条約の優越性については第二条からは明らかでないが、第四条には、「既に制定された法律あるいは制定されるべき法律は本条の前記条項に従って解釈され、その条項に服する。」といっていることから、EC法の国内法に対する優越を認めたものと解することができる。

ECの三条約およびEC法の構成国内における直接適用性と優越性を構成国の憲法あるいは法律に求めることは、構成国ごとにさまざまな結果を生ずることになる。憲法上国際法の優越性と直接適用性が明白であるオランダと、法律によつてEC法の直接適用性と優越性が明らかであるイギリスとEC加盟により憲法を修正したアイルランドを除いて、ヨーロッパ諸国が国際機関による立法を認め、国際法を尊重する原則をとっているにもかかわらず、なお、条約を含むEC法の直接適用性と優越性を担保する土台として、憲法そのものが充分な役割を演じているとはいえない。

- (1) ヘルギー憲法(一九七〇)第二五条、ルクセンブルグ憲法第五九条。
- (2) Genhard Bebr, *Development of Judicial Control of the European Communities*, p. 619.
- (3) Bebr, *ibid.*, pp. 620—621.
- (4) P. J. G. Karfeyn and P. Verloren van Themaat, *Introduction to the Law of the European Communities*, p. 187.
- (5) ドイツ連邦基本法第二四条。
- (6) 前出第二五条。
- (7) イタリア憲法、第一〇条、第一一条。
- (8) デンマーク憲法第二〇条(1)。
- (9) Bebr, *op. cit.*, p. 625.
- (10) アイルランド憲法第二九条。
- (11) イギリスにおけるEC法の問題については、平良「イギリス憲法におけるヨーロッパ共同体法」法学研究第五〇巻一号。

(12) European Communities Act. 1972. C. 68.

二、EC裁判所における見解の展開

EC法の優越性、直接適用性を構成国の国内法を根拠として求めることは、なお限界があるように思われる。このことから、EC自体においてこの問題をどのように担保しようとしているのであろうか。国内法を考える場合に、成文憲法のみを考えることに加えて、成文憲法についてどのような解釈が行われているかを判例を通して考えることから、ここではEC裁判所のこの問題への態度を考えてみることにする。

EC設立から間もなく一九六〇年代の初期にEC法の優越と直接適用性についてふれているいくつかのヨーロッパ裁判所判例をみることができる。一九六〇年にECS C条約にもとづく事件であるが、Humblet事件がある。この中には「ECS C条約および議定書は、構成国の批准によつて、構成国において法としての力をもち、国家法にまさるものとなる。」⁽¹⁾といっている。この判例は、ECS C法の優越をECS C条約第八六条に求めているといわれているが、ECS C条約第八六条はECS C法の優越を正面から定めるといふより、構成国はECS C機関の制定する法に従う措置をとり、あるいは、ECS C法に反する行為を行わないことを定めているものである。さらにこの判例は国による批准によつて国内において効力をもつようにいつていることから、伝統的な国家主権にもとづく承認の理論のアプローチによるものといえる。さらに国家法に優越するといった場合に、その国家法は一般法を意味するか、憲法を含むものであるかについて説明されていない。

EEC条約の下に後に指導的判例としての役割を演ずるにいたつたといえる、一九六三年のVan Gend & Loos事件⁽²⁾と、一九六四年のENEL事件⁽³⁾を見ることが出来る。

Van Gend & Loos 事件は、一九六〇年にオランダにおいて、ベネルルクス協定の定めるところにより、被関税商品の分類

がえを行つた結果、尿素化学物質に対する関税が増加した。その産品を扱つてゐる Van Gend & Loos はドイツより輸入される物品の関税が増加することから、税務官に抗議したが認められないので、財政問題に管轄をもつ行政委員会である関税委員会に提訴した。関税委員会は EEC 条約第一七七条にもとづいて次の問題を EC 裁判所に照会 reference している。⁽⁴⁾ その二つは条約第一二条は国家法に影響するものであるか、個人は国内裁判所により確認さるべき権利を失つてゐるかどうか。第二にその場合に、こゝで行われている関税の増加が条約第一二条にいう不当な関税の増加に当るかということである。さらに、ベルギー、ドイツ政府、EEC 委員会およびオランダ政府は条約議定書第二〇条による申し立てをして、ベルギー政府は、ベネルックス条約と EEC 条約といつた二つの抵触する条約のある場合に、どちらを優先するかはオランダ憲法にもとづく国内問題ではないかを質問し、三つの政府は第二二条は政府に対する義務を課するものであつて、国家法に直接影響をもつものではないという意見をのべている。委員会は、個人に対してもこの条項は条約によつて決定されることであり、条約の条文が国内裁判所に解釈を許せば、さまざまの法的効果を生ずる結果になり、EC 裁判所によつて決定すべきものといつた見解をとつてゐる。

EC 裁判所は EEC 条約がオランダ法にてらしてオランダにおいて支配的であるかどうかはオランダ国内裁判所の問題であるといつてゐるが、本件は EEC 条約の解釈問題であるから EC 裁判所の管轄になるといい、ベルギー政府は、EC 裁判所による回答がされても、関税委員会の結果と関係をもたないことから、EC 裁判所の管轄は認める必要がないといつてゐるが、これについても EEC 条約の解釈が行われる以上は EC 裁判所に管轄権のあることを認めてゐる。

EC 裁判所は、共同市場の設立といつた本来の目的と、そのために加盟国が主権上の権利を制限してゐることから始め、共同体によつて統一的解釈が必要であること、そこで行われた解釈は構成国において留保されることなく履行する必要がある、構成国の市民は、条約の条項と異なつた構成国の決定によつて不利益を蒙るおそれのあることから考へて、その精神、

条約の構成、文言に従つて、第二二条は直接効果を生み出して、国家裁判所が保護しなければならない個人的権利を創設しているものと解釈される、としている。この判例は国内法に対するEC法の優越性については明示していないが、条約の直接適用性について明らかであるといえよう。

一九六四年のENEL事件は、EC法の優越性について指導的判例となつたものといえる。

一九六二年にイタリアにおいて電力事業が国有化されENELという国有企業体に電力会社が譲渡された。本件原告は国有化企業に組入れられた Edisonvolta 会社の株主であるが、会社の国有化後に ENELより請求されたごく少額の請求書の支払を拒否し、ミラノの治安判事裁判所に、国有化法はイタリア憲法に反し、またEEC条約に反するものとして提訴した。ミラノの裁判所は本件をそれぞれ、イタリア憲法裁判所、EC裁判所に照会した。

イタリア憲法裁判所への照会は、同国憲法第四条、第四一条から企業活動の自由に対するのではないか、国有化に当り小企業を例外としていることは同国憲法第三条の平等原則に反するのではないかということにあるが、併せて、イタリア憲法第一条による国際機関に主権上の権利を譲渡していることから考えて、EEC条約一〇二条から、この国有化法の制定に当つては予めEC委員会と協議すべきものであつた。また、EEC条約九三条(3)から、この法律は国による援助に当るものではないか、条約第五三条による、開業の自由を制限を加えることになるのではないか、条約第三七条(2)による国家独占に当ることにならないかを指摘している。EC裁判所への照会は同じく、この法律はEEC条約、第一〇二、九三、五三および三七条に抵触することを取り上げている。

イタリア憲法裁判所は、本件は憲法第三、四、四一、四三、および六七条の問題として根拠のないこととして却けている。主権制限条項としての第一一条と関連しては、条約により国際法が国内に適用されるに当つては通常法以上の効力をもつものでなく、条約に反する国内法は不法であるというわけではなく、条約に反することによつて国は国際的な責任はあるにし

ても、条約に抵触する国内法の効力がなくなるといったものではないということから、本件においても、E C条約の性格を特に問題とすることはなく、問題となつている法律がE E C条約に反するか否かを論ずる必要のないことであるものといつているのである。この憲法裁判所の見解は基本的には国際法と国内法の二元論から出て来ているものといえる。

E C裁判所は、E C裁判所と、国内裁判所は別個の裁判所体系をなすものであるから、E C裁判所が国内法がE C条約に適合する権限が与えられているわけではないことは認めた上で、E E C条約第一七七条によつて条約を解釈することは認められているのであるからこの問題について条約を解釈することはできるものと考へている。条約第五条に構成国に対する制約が与えられているものであつて、条約構成国は共同体に加盟することによつて権限を制限し、共同体に権限を移譲しているものであり、構成国相互に異なつた解釈をすることのないように、E CそのものにE C条約解釈権を認めていることになつていゝ。そして、

「共同体法の優越性は第一八九条に確定している。その条文によると規則は『拘束力をもち』『各構成国に直接適用される。』この条項は、如何なる制限を含むものでなく、構成国が共同体法に優越する効力をもつ立法を採用することにより、構成国が共同体法の効力を奪うことができるなら、この条項は意味のないものになつてしまふ。」⁽⁵⁾

といふことによつて、国家主権の制限のあつたことを前提として、共同体法の解釈権限の所在を明らかにしている。その上で、条約第五三条は国内裁判所を拘束する個人的権利を創設するものであり、その条文は構成国は開業の自由を禁止する新しい手段を認めないことを意味するものであり、条約第三七条(2)は国内裁判所が保障を義務づけられる個人的権利を創設するものといつているのである。

このE C裁判所の決定にもとづいて、ミラノの治安裁判所は、イタリアの国有化法は、E E C条約第三七条の結果効力をもたないものと判決し、原告を勝訴とした。事件はイタリア最高裁判所に上告されたが、イタリア最高裁判所はE C法にふ

れずに、イタリア国内法のみにもとづき、原告の訴訟資格 standing が無いということ破棄して⁽⁶⁾いる。

この ENEL 事件は EC 裁判所の基本的態度を示しているが、一九六七年の San Michele 事件⁽⁷⁾は、イタリアの憲法裁判所において、ECS C 条約の条項の合憲性を問題にした事件であるが、共同体法の優越性を認め、条約の条文が憲法にさえ優越することを黙示しているものと考えている。一九六九年の Walt Wilhelm 事件⁽⁸⁾においても従来の考えを認めた上で、EEC 条約第八七条(2e)を用いて理事会は EC 法と国内法の関係を決定しうることを取り上げて、「問題となつている法律問題について、共同体法と国内法の抵触があるなら、共同体法が優先するといった原則を適用して解決する。」ものであるといつてゐる。

一九七〇年の Internationale Handelsgesellschaft 事件⁽⁹⁾は構成国憲法に対しても、共同体法が優越することを明示している。すなわち、

「共同体の手段の効力や、構成国内における効力は、その国の憲法上形成されている基本権や、自国の憲法構造上の原則と抵触する」という主張によつて影響を受けることはない。」

といつてゐるのである。

このように国家法に対する EC 法の優越性の考え方は、EC 裁判所の解釈の中においては一九七〇年頃までにすでに確立した原則であり、それ以後の判例の中においても、EC 裁判所としては EC 法優越の原則をうごかし難いものとしていつてゐるといへる。

- (一) Humblot v. Belgium Case 6 Recueil de la Jurisprudence de la Cour 1125. English in 56 A.J.I.L. 540 (1962).
- (二) Van Gend Loos v. strat (Netherlands Inland Revenue Administration) [1963] E.C.R.1 [1963] C.M.L.R. 105.
- (三) Costa v. ENEL, 10 Rec. 1143 (1964) [1964] C.M.L.R. 425.
- (四) reference は「付託」といふ訳もあるが、内容から EC 裁判所の考えをうかがう性質があるので照会といふ訳を用いる。

- (5) Costa v. ENEL, before Italian Constitutional Court and European Court of Justice [1964] C.M.L.R. 432.
- (6) E. Stein et al. European Community Law and Institutions in Perspective, p. 211.
- (7) Acciaiere San Michele v. High Authority, before Italian Constitutional Court [1967] C.M.L.R. 60.
- (8) Walt Wilhelm v. Bundeskartellamt [1969] C.M.L.R. 10.
- (9) Internationale Handelsgesellschaft mbH v. Einfuhr und Vorrastelle, 16 Rec. 1125 [1972] C.M.L.R. 282.

三、構成国裁判所の判例

EC裁判所がEC法の優越性を判例を通して明示して来ていることは明らかである。EC裁判所がEC統合のための機関の一つであることから、条約にこのような解釈の姿勢をとることは当然であるといえるかもしれない。問題はこのようなEC裁判所の解釈に対する構成国の対応といつたことであろう。このようなEC裁判所は個別的事件に対する予備決定として当該事件のみに影響をもつたにとどまつたのであるか、あるいは一種の先例としてこの種の判断に判例法としての機能を与える結果になつているのであろうか。もとより判例の法的意味や、形式は構成国において相違するものであるから、一般的な結論にいたることは出来ないかもしれないが、構成国のEC法の優位性に対する態度を理解するに役立つものであろう。

フランスにおける事例として一九七五年の *Société Vabre* 事件⁽¹⁾を見ることが出来る。この事件は、オランダからフランスに輸入されるコーヒーに対してフランス税法にもとづく課税がされたのに対して、EEC条約九五条にいう、他の構成国の産品に対する差別的課税に当るものではないかが争われた事件である。パリ控訴裁判所は原告の請求を認めたが、関税局は、控訴裁判所は条約後に制定された法について条約九五条を適用する権限はないということ、控訴裁判所は憲法第五五条にもとづく判断をする権限はないものといつて上訴している。破毀院 *Cour de Cassation* はEEC条約はEC法の国内直接適用を認めているのであるから、国内裁判所は判断の基礎としてEC法を用いることは認められるものであり、条約後

の立法についても、条約によつて、関税法を破棄することも出来ることを認めている。関税局は、憲法第五十条から、条約の国内的効力についての相互性を問題とすべきであるといつてゐるが、破毀院は、ECにおいては、EC法違反については条約第一七〇条による訴の形をとるのであつて、国内裁判所における問題ではないといつたことから、原判決破棄の請求を却けたのである。さらに Procureur General Touffait の見解は、EEC条約は第五条にEC法の優越性を示し、第一八九条に定める方法が明らかであり、構成国はECに加盟することによつてヨーロッパに共通の機関に条約解釈を委ねてゐるのであり、EG法の優越性はすでにEC裁判所の見解として示されてゐることを指摘し、EC法の適用は憲法に求めるより、条約によつて新しい法秩序が登場したと考えるものとしてゐる。

この判決はEC裁判所の判例に拘束されることを明示してゐるものではないが、EC法は国内裁判所での決定をこえて、新しい法秩序としてのEC法の存在を認めてゐるのである。

ドイツにおいては、すでに一九六三年に、ドイツ国内法とEC法との関係について憲法裁判所への提訴がみられてゐるが、憲法裁判所の取り上げる問題ではないと却けてゐる。⁽²⁾その後EC法のドイツ国内における直接適用についていくつかの提訴がみられる。一九六七年には、EC規則は超国家機関による立法であり、ECは構成国によつて委任された立法権を持ち、そこでの立法は構成国によつて無効とできないことを認めてゐるが、ドイツ憲法裁判所はドイツ国の権限にもとづく行為として成立した法を審査するのであつて、別の機関による立法は、ドイツ法となつてゐるわけではないので審査しえないものとなつてしまふのである。この考えによるとEC法は直接適用されるが、抵触する国内法の存在する場合に、適用される二つの法が存在し何れが用いられることになるか混乱を生ずることにならう。⁽³⁾

一九七一年の Lüticke 事件⁽⁴⁾はEC法およびEC裁判所の解釈が矛盾する国内法に替ることになることを認めてゐる。この事件は、ルクセンブルグよりドイツに輸入される粉ミルクに対するドイツ関税が、EEC条約第九五条による差別的関税

に当るかが争われ、ドイツ財政裁判所はEC裁判所へ照会し、EC裁判所による、条約のこの部分は直接適用性があるとの予備決定をえたので、財政裁判所は関税率をEEC委員会の提案する関税率に減額した。これに対して、財政裁判所による減額は権力分立に反することになるという主張から、憲法裁判所に提訴されたのである。憲法裁判所は財政裁判所を支持し、EEC条約に加盟することによって、憲法第二四一条一項に従って、EECの自治的秩序を認め、EC法の国内裁判所への適用を認めていること、さらに条約第一七七条によつてEC裁判所は財政裁判所を拘束する決定をなしうることを認めているのであり、EC自体に主権的行為を行うことを認めていることになる。共同体を認めている以上は、国家主権をこえた機関の法を適用することになるのである。裁判所は上級裁判所の規範に拘束されるが、この場合にドイツ憲法裁判所には審査する権限はなく、別に定められている裁判所の決定に従うことになるのである。財政裁判所がEEC条約にもとづいて必要とされる調整を行うことは可能であると考えている。

この判例において、ドイツ憲法裁判所がEC法の優位を認めるEC裁判所の先例に直接言及しているものではないが、ドイツ国内におけるEC法はドイツ国内法とはいえないのであるから憲法裁判所は審査しない。しかしEC法は直接適用されるものであるから有効な法であり、さらにドイツ国内法との関係においてはEC法が優越することを認める結果になつてゐる。

イタリアにおいては国内に直接適用される法は、イタリア国内法と同じ効力をもつものと考えていた。これによると後法は前法に代ることから、国内に適用されるEC法は後のイタリア法によつて効力をもたないものとなつてしまう。一九六五年のSan Michele事件⁽⁵⁾にいたつて、イタリア国内法とEC法は異なつた起源をもつものであるから、必ずしも同じ法ということは出来ないものであると考えている。EC法の優越に関する指導的判例であるENEL事件は、EC裁判所により示されているものであつて、国内の裁判所においてEC法の優越に関する見解を明示しているわけではない。

一九七四年の *Fronti* 事件⁽⁶⁾は、EEC 条約第一八九条そのものを有効としている。イタリアの EEC 条約批准法（一九五七年）そのものがイタリア憲法第二三条、第七〇条乃至七五条から考えて違憲ではないかという問題提起がイタリア憲法裁判所に対して行われている。憲法裁判所は EC 法の性格、EC 法の意味を分析している。申し立てによると、EC 法はイタリア法において認められているさまざまな保障手続を欠いているものであつて、それをイタリア国内法と同じものとして適用することは疑問とされている。これについて憲法裁判所は申し立てを却下している。裁判所は EEC 条約そのものについて憲法第一条にいう主権上の権利の制限条項から考えて問題はないものとし、EC 機関による立法は構成国において、同じレベルで直接適用されるものであつて、EC の立法権限は一方的に認められているのではなくて、構成国そのものがコントロールできる手段が定められているものである。EC 法といわれるものは、国内法でも、条約法でもなく、それ自体が、国内的な立法措置がなくても直接適用されるものである、といった考え方をとっている。この判例では、EC 法の優越性について明示しているわけではないが、EC 法は国の審査のわくの中に入っているのではないといつていいよう。

EC の核をなしたといえるベネルクス諸国においては、憲法上国際法規の優越性を明らかにしているオランダは別として、ベルギーにおいては一九七二年の *Les Stij* 事件⁽⁷⁾により国内法と抵触する EC 法がある場合に EC 法の適用を認める。EC 加盟後、一九六八年のベルギー法による課徴金が、EC の禁止する差別に当るかといったことが提起された。すなわち、事後に制定された国内法の効力の問題である。この場合にも国内立法と国際機関の立法は同じレベルにあるものとは考えないで、後法は前法を改廃するといった原則に当る場合ではなく、直接適用力をもつ国際法規が、国内法に優先することになり、EC 法も国際法規の一つとして優先的効力を認めている。これは、EC 法は一般の国際法規と異なつた特別の法として分類しようとする立場とは異なるが、EC 法優先を認めることにおいて同じ結果になる。ルクセンブルグにおいては、かなり早い時期に、条約にもとづく法を、實際上より高次に属するものと考えているといわれている⁽⁸⁾。

拡大によつて加盟した三ヶ国においては、すでに憲法の改正、法律の制定によつてEC法の直接適用を明らかにした、アイルランドとイギリスの場合は別として、デンマークにおいて、ECに加盟し、主権上の権利を譲渡することは、国際機関に譲渡することとは異なるのではないかが争われているが、裁判所はこの申し立てを却けて、ECへの権限の譲渡を認めることになつてゐる。そして国際法規が国内に直接適用されるなら、それはすくなくとも一般国内法に優るものと考えているのである。⁽¹⁰⁾

このように構成各国の代表的判例を見た場合に、それぞれはその根拠とするところに相違があり、EC法は国際法規の一つとして考える立場もあるが、EC法は一般の国際法規とは考えないにしても、EC法の国内における適用は認められるものであり、国内において適用するに当つて明白にEC法の優位性を述べているとはかぎらないが、すくなくともEC法は一般国内法とは異なるものであり、構成国における一般国内法に対する審査や、一般国内法に用いられる諸原則が適用しえないものであり、国内裁判所でその効力を否定しえない存在であるといった考えもとられている。国内においてその存在を否定しえないことから、国内法との間に抵触を生じたならば、EC法優越といった明白な原則にもとづくものでないとしても、その国がECに加盟しているという意味と責任から考えてEC法の遵守にいたらざるをえないこととなり、結果としてはEC法の優位性を否定しえないことを知ることができる。

- (1) *Administration des Douanes v. Societe Cafés & Jacques Vabre & Societe J. Weigel & Co.*, Cour de Cassation; Judgement No.115 of May 24, 1975 [1975] Rec. Dalloz. Jurisprudence. 497, English translation in E. Stein, op. cit., pp.218-221.
- (2) *Re Tax on Barley Case*, Judgement of Nov. 14 1963 before Finanzgericht Rheinland Pfalz [1964] C.M.L.R. 130.
- (3) *Federal Constitutional Court, First Chamber Decision October 18, 1967* [1967] AWD 477-78, English in Stein op. cit., pp.221-224.
- (4) *Federal Constitutional Court, First Chamber Firma Alfons Lütticke GwBh, Köln Deutz Decision June 9, 1971*, 2 BvR225/69, English

- In Stein, *op. cit.*, pp.224-226. この事件の財政裁判所、EC裁判所の判例は [1971] C.M.L.R. 752 [1971] C.M.L.R. 674 とされる。
- (5) Acciaiere San Michele v. High Authority before Italian Constitutional Court [1967] C.M.L.R. 160.
- (6) Frontini v. Minestra delle Finanze, (1974), before Italian Constitutional Court [1974] vol.14 C.M.L.R. 372.
- (7) Belgian State v. S.A. Fromagerie Franco Suisse "Le SKI" before Belgian Court for Cassation [1972] C.M.L.R. 330.
- (8) Stein, *op. cit.*, p.231.
- (9) イギリスにおけるヨーロッパ共同体法、EC裁判所の判例については、平良「イギリス法に対するEC法の影響—法の整合における司法の役割—」法学研究第五三巻一二号でいくらかふれた。判例法主義の伝統をもつイギリスにおいては、大陸諸国における場合よりも、EC裁判所判例を国内判例と同じように扱っている傾向がみられる。
- (10) Tegen v. Prime Minister, (1972) before Eastern Court of Appeal of Denmark [1973] C.M.L.R. 1.

まとめ

司法部は政府の諸機関の中で比較的目立たない存在であり、国の政策決定に対して積極的な役割を演ずると思われていない。ECにおいても構成国の利害を調整し、必要な立法をすすめる理事会や、EC統合の中心的機能を果している委員会に比べて、EC裁判所の役割に対して必ずしも多くの注意がはらわれていない。しかしながら、法は憲法や法律といった文化されたものに加えて、その適用の過程において裁判所が解釈を通じて判例憲法といった基本的原理を創設しているといえるのである。このことは、後に違憲法令審査制度として多くの国に受け入れられた原理は、アメリカ合衆国憲法の成文ではなくて、判例の中から生み出されたという著名な一例⁽¹⁾を思い出せば理解されることであろう。

EC法の優越の根拠を成文法上の文言に求めることにとどまらずに判例を見ることによつてその裏付けをえることが出来るのであるし、EC裁判所はまさに創造的役割を担っているということになろう。EC自身にはなお統合の過程に問題をかかえているが、

「政治および法制度としての共同体の発展は、共同裁判所に依るところが多い。……その裁判所は共同体が連邦としての性格を
もつことを確かな基礎として、共同体の連邦としての多くの潜在的形態を実現するよう²⁾に解釈して来ている。」

といわれる傾向にあるのである。このことが、政治・経済の分野における構成国間の不整合がなお残されている中にあつても、裁判所の機能を通してE Cの基本理念に忠実なE C法を通しての統合へのステップをたどることとなるのである。

一方、構成国においても、E C設立の初期において考えられていた、国家の主権的行為としての立法が、E C法の存在の現実をふまえて、すくなくとも国家によつてふれることの出来ない、事実上のE C法の優越を承認する結果になつてい
とをうかがうことができるのである。

(一) *Mabury v. Madison*, 1 Cranch 137, (1803).

(二) *J. Bridge, American Analogies in the Law of European Community*, 11 *Anglo American Law Review*, 130, 152.